

広川町要綱第30号

広川町新型コロナウイルス感染症対策商品券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭における新型コロナウイルス感染症予防対策費用の支援として、広川町民（以下「町民」という。）に広く商品券を配布する事業（以下「配布事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(配布対象者)

第2条 広川町（以下「町」という。）は、この要綱に定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対策商品券（以下「商品券」という。）を配布する。

2 商品券の配布対象者（以下「対象者」という。）は、令和2年9月10日（以下「基準日」という。）において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 町の住民基本台帳に記録されている者（ただし、基準日以前に転出届を提出した者及び基準日の翌日以後に転入届を提出した者を除き、基準日の翌日以後に基準日以前に遡って出生届を提出した者は含む。）

(2) 町の住民基本台帳に記録されている者のうち次に掲げる者

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（基準日以前の出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3 商品券は、前項に掲げる対象者の属する世帯の世帯主に配布する。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者）に配布する。

(商品券の金額等)

第3条 商品券は、全国共通で使用できるものとし、商品券の金額は、対象者1人につき2,000円とする。

(対象者リストの作成)

第4条 町は、配布事業の実施に当たり、対象者の住民基本台帳における氏名、住所及び世帯主の情報等を掲載した対象者リストを作成し、これに基づき配布を行う。

(商品券の配布等)

第5条 商品券は、簡易書留郵便等の確実な方法により、対象者に配布するものとする。

2 送り先不明等により、返送された商品券（以下「未配布商品券」という。）があるときは、町は送付先を調査のうえ再送する等の方法により、未配布商品券に係る対象者（以下「未受領者」という。）に未配布商品券が届くよう努めなければならない。

3 前項により再送等を行ってもなお未配布商品券があるときは、町は未配布商品券を令和3年3月末日（以下「保管期限」という。）まで保管するものとし、未受領者又は未受領者の属する世帯の世帯構成者が受け取りに来た場合は、本人確認のうえ、未配布商品券を手渡すものとする。

4 保管期限が過ぎた未配布商品券は、買取業者等に売却するものとし、その売払代金については、速やかに町会計に納入しなければならない。

(配布事業に関する周知等)

第6条 町は、配布事業の実施に当たり、事業の概要について、各戸配布等により町民への周知に努めることとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。